

西宮市測量成果電子納品要領

西宮市土木調査課

西宮市測量成果電子納品要領

1. 要旨

この要領は、西宮市土木調査課へ納品する測量成果等を電子的手段により作成し、提出する際の実施要領を定めたものである。

2. 適用

- (1) この要領は、国土交通省の“測量成果電子納品要領”“電子納品運用ガイドライン {測量編}”を準用するものとする。但し、“国土交通省”を“西宮市土木調査課”、また“国土交通省公共測量作業規程”を“西宮市公共測量作業規程”と読み替える。

国土交通省国土地理院ホームページ

公共測量「測量成果電子納品要領」「電子納品運用ガイドライン {測量編}」

<https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/download/denshinouhin/index.htm>

- (2) “3.特記事項”に記載された内容は、“測量成果電子納品要領”“電子納品運用ガイドライン {測量編}”に優先するものとする。

3. 特記事項

- (1) 成果品は、原則として本要領に基づいて電子データにより作成する。但し、これにより難しい場合は事前に西宮市土木調査課と協議する。
- (2) 成果品の中で西宮市土木調査課が指定するものについては、電子データだけでなく紙も合わせて提出する。
- (3) 電子データのうち、複数のファイル形式で作成するように指定したものについては、全てのファイル形式で作成し、提出する。
- (4) PDF ファイルは、フルカラーで変換して作成する。
- (5) 基準点測量成果について
- 国土交通省の“測量成果電子納品要領”“電子納品運用ガイドライン {測量編}”及び“西宮市公共基準点測量成果電子納品ファイル・フォルダ構成表”に基づきファイルを作成し、フォルダに格納する。
 - “西宮市公共基準点測量成果電子納品ファイル・フォルダ構成表”には、“測量成果電子納品要領”“電子納品運用ガイドライン {測量編}”で定めたリスト以外に、西宮市土木調査課が独自で定めたリストを追加してある。
 - ファイル形式が PDF のもので、かつ、測量成果検定で検符済の紙がある場合は、作成元の生データ (EXCEL、SFC 等) をそのまま PDF ファイルに変換したものではなく、検符済の紙を PDF ファイルに変換したものを格納する。
 - 測量成果ファイル名とは別に“測量成果ファイル名副題”を付ける。
 - 格納する全てのデータの“管理ファイル”を作成する。
 - 公共測量実施計画に対する助言書及びその別紙「公共測量成果の写しの提出について」で指定した成果提出リストの中に、“測量成果電子納品要領”“電子納品運用ガイドライン {測量編}”及び“西宮市公共基準点測量成果電子納品ファイル・フォ

ルダ構成表”に含まれないものや、ファイル名・ファイル形式が異なるものがある場合は、助言書等で指定したファイルやファイル名・ファイル形式に変更したものも同じフォルダに併せて格納する。

- 点の記・成果表は、測量成果検定で検符済の紙の左下枠外に“検定番号”を記入してから PDF ファイルに変換する。
 - PDF ファイルに変換してから、Acrobat 等の PDF ソフトのテキストボックスで貼り付けないこと。(他の PDF ソフトで表示されないことがある。)
- 4 級基準点については、国土地理院へ永久標識の設置を通知しないので、国土地理院提出用の電子媒体へ「測量標設置位置通知書」及び「測量標新旧位置明細書」を格納する必要はない。
 - 西宮市土木調査課提出用の電子媒体へのみ格納する。
- 電子データは、CD-R 等の電子媒体に格納して提出する。
 - 2 部作成する。(国土地理院提出用、及び西宮市土木調査課提出用)
 - 「公共測量審査書」は、業務完了時までに審査書が揃う場合に、西宮市土木調査課提出用の電子媒体にのみ格納する。(国土地理院提出用には不要)

(6) その他(基準点測量以外)の測量成果について

- 国土交通省の“測量成果電子納品要領”“電子納品運用ガイドライン {測量編}”を準用して適用するかどうかも含めて、詳細は各測量業務の特記仕様書で定める。
- 電子データは、全て PDF ファイルに変換し、元のファイル形式のものと PDF ファイルに変換したものを合わせて提出する。
- 図面の CAD データは、“SFC ファイル”及び“DXF ファイル”の両方で作成し、それらを PDF ファイルに変換したものも合わせて提出する。
- 座標データは、“SIM ファイル”及び“EXCEL ファイル”の両方で作成し、提出する。
- 写真は、写真帳だけでなく写真生データ (JPG ファイル) も提出する。

付 則

この要領は、平成 21 年 11 月 1 日より適用する。

付 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日より適用する。

付 則

この要領は、平成 24 年 7 月 17 日より適用する。

付 則

この要領は、平成 30 年 5 月 14 日より適用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。